

イメージキャラクター等  
デザインマニュアル（改訂版）



とっぴー

平成23年10月  
(令和6年2月一部改訂)

富田林市

## 1. はじめに

このデザインマニュアルは、富田林市イメージキャラクター「とっぴー」を正しく使用していただくために、その表現方法や注意事項についてまとめたものです。

とっぴーが市民の皆様をはじめ多くの方々に親しまれ、愛されるよう、さまざまなものに積極的に活用していただきますようお願いいたします。

## 2. とっぴーの使用について

(1) とっぴーに関する著作権は富田林市に帰属します。市以外の団体等がとっぴーを使用する場合は、「富田林市イメージキャラクター等の使用に関する要綱」に基づき使用申請を行い、必ず事前に市の許可を得てください。

(2) とっぴーの使用は、このデザインマニュアルに従って正しく使用してください。とっぴーの一部を使用したり、変形したり、若しくは他の図形と重ねて使用することなどはできません。(下記の禁止例参照)

(3) とっぴーの表示色は、このデザインマニュアルで示した指定色、又は単色とします。

### <禁止例>

×変形させてはいけません



×傾けてはいけません



×配色を変えてはいけません



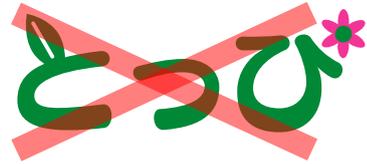
×絵柄の上に他の絵柄を重ねてはいけません



×無断でデザインを改造してはいけません



×名前を変更してはいけません



【基本デザイン】



【正面図・側面図・背面図】

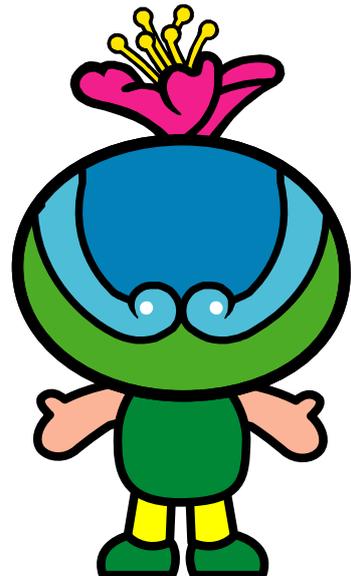
〈正面図〉



〈側面図〉



〈背面図〉



【ロゴタイプ】

■和文ロゴタイプ

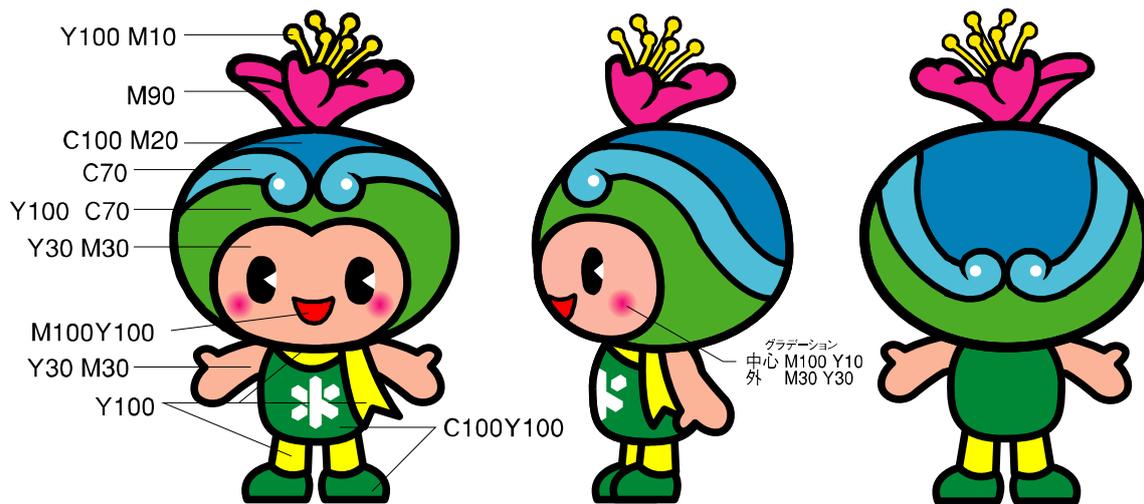
とっぴー

■英文ロゴタイプ

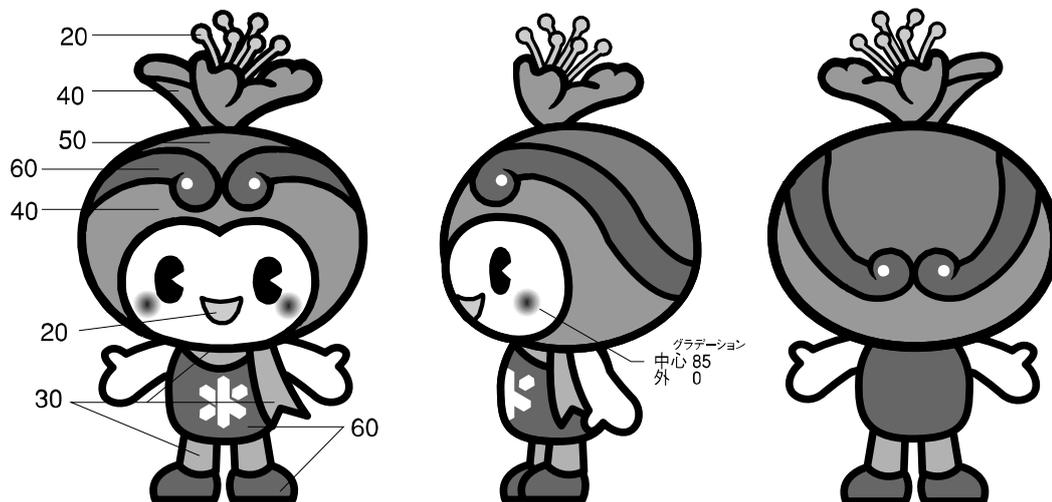
Toppy

## 【色指定】

### ■プロセスカラー



### ■グレースケール



# 【展開デザイン】

①



②



③



④



⑤



⑥



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23

